



小砂駐在所だより

令和8年8月号

那珂川警察署

小砂駐在所

磯尾 晃司 0287-93-0727

今年も猛暑日が続き、海水浴や登山を楽しむ方が増えています。

栃木県内では今年に入り、登山者が遭難してレスキューが出動する山岳遭難事故が発生しています。

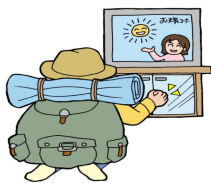
山岳遭難を防止するポイント

●登山する前に

登山計画書の作成・提出など入念な準備をしましょう（体調管理や装備品の携行等）

●登山中の注意点

悪天候時は天候が回復するまで待機する、歩いてきた道を引き返すなど、無理をしないようにしましょう。



山岳遭難、水難事故防止

生活道路における速度規制について

本年9月1日から、生活道路における自動車の最高速度が30キロに引き下げられます。

生活道路とは、下の写真の道路のように、中央線がなく指定速度がない主に日常生活に利用される道路で、これは全国的な規制で、どの都道府県でも同じように規制されます。

運転する際は十分気を付けて下さい。

※裏面にも交通規制の記載があるので、ご確認ください。



中央線がない場合、法定速度は時速30キロ

災害時の避難場所を確認しましょう

今年に入り、県内で大雨の影響により、道路冠水や建物が浸水したり、土砂崩れが発生して一時的に避難する地区がありました。今後も災害に備えて各地区ごとに、避難場所を確認しましょう。管内における那珂川町指定の避難場所は、下記の場所です。

- ・ 北向田地区 北向田公民館
- ・ 小口地区 小口集会所、馬頭西体育館
- ・ 小砂地区 小砂地区コミュニティセンター、旧馬頭西小学校
- ・ 和見地区 ひばり認定こども園、和見集会所

危機

管理

危険回避

生活道路※における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

- 1 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路 
- 2 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路 
- 3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 4 自動車専用道路 

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

●●警察署●●交番

警察庁・都道府県警察

最高速度規制は、交通の安全と円滑を図り、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守るために実施しているものです。
決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

